

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
公告	1
監査委員公告	1

告示

○急傾斜崩壊危険区域の指定(二三三三・河川砂防課)……………1

○都市計画事業の認可(二三三四・秋田地域振興局建設部)……………1

公告

○土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)……………1

○監査の結果に基づき講じた措置(二二、一三)……………1

告 示

秋田県告示第三百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十九年六月十九日

秋田県知事 寺田典城

区域名	区	地	番
館野	郡市町村大字字		
	由利本荘市東由利		
	館合字館野		
		七番三の一部(次の図に示す部分に限る。)	九番一の一部(次の図に示す部分に限る。)
		二、二六番一、二六番二及び二八番一	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第三百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同条第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年六月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称

五城目町

二 都市計画事業の種類及び名称

五城目都市計画下水道事業 五城目町公共下水道

三 事業施行期間

平成十九年六月十九日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

南秋田郡五城目町字上町、字下夕町、字七倉、字鶴ノ木、字石田六ヶ村堰添、字神明前、字稲荷前、字羽黒前、字杉ヶ崎、東磯ノ目及び西磯ノ目、並びに上樋口字下川原、字中川原、字屋岸、字槻ノ木、字切通、字堂社及び字樽沢、並びに大川西野字田屋下、字上段田屋下、字西野、字前谷地、字堤ノ内及び字田屋前、並びに川崎字宮花、並びに小池字岡本下台及び森山下、並びに高崎字中川原、字雀籠下川原、字八田、字中泉田、字里下、字田中、字小沼、字下川原、字広ヶ野、字前田、字熊野台、字行内沢、字岡谷地、字白旗、字佐戸及び字八田、並びに富津内下山内字下川原、字組田、字深堀、字高田及び奈良崎、並びに久保字上川原、字下川原及び字梨木下、並びに館越字館回、字泉田及び字高田、並びに野田字下台地内。

(二) 使用の部分

なし

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月十九日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町馬場目字門前四十三

石井 英夫

監査委員公告

監査結果公告第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成19年6月19日

秋田県監査委員	金谷 信
秋田県監査委員	こだま 祥子
秋田県監査委員	秋田県監査委員 大和 顕治
秋田県監査委員	秋田県監査委員 菊地 康男
財	1082

平成19年5月9日

秋田県監査委員	富樫 博之
秋田県監査委員	秋田県監査委員 大和 顕治
秋田県監査委員	秋田県監査委員 菊地 康男

秋田県知事 寺田典城

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成19年3月14日付け監委一827で通知のあったことについて、地方自治法第199号第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

課 所 名	No	イベントの名称	改 善 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
長寿社会課	4	長寿社会シンポジウム	①開催にあたっては「美の国あきたネット」に掲載し広報すべきである。 ②開催後、内容の周知を図るため、事後の広報を行うべきである。	①今後は開催時の広報手段のひとつとして「美の国あきたネット」を活用します。 ②今後はイベントの内容を周知させるため、事後の広報に努めます。
	5	心いきいき芸術・文化祭	①アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、今後は何らかの仕組みを作るべきである。 ②開催後、内容の周知を図るため、事後の広報を行うべきである。	①関係団体と協議し、次回の開催から反映させることとします。 ②今後はイベントの内容を周知させるため、事後の広報に努めます。
障害福祉課	6	障害者福祉展	①アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、今後は何らかの仕組みを作るべきである。 ②開催後、内容の周知を図るため、事後の広報を行うべきである。	①関係団体と協議し、次回の開催から反映させることとします。 ②今後はイベントの内容を周知させるため、事後の広報に努めます。
	7	健康推進課 歯科保健医療フォーラム	①内容が固定化し、一般県民の参加が少ないことから、プログラム等に工夫が必要である。 ②開催にあたっては「美の国あきたネット」に掲載し広報すべきである。	①プログラム内容および交通の便や県民が利用しやすい会場等の工夫をするとともに、相談コーナーを設けるなど、一般県民が参加しやすいようにします。 ②開催にあたっては「美の国あきたネット」に掲載し、県民へ広く広報します。
男女共同参画課	10	知事と語ろう「イキイキ職場支援フォーラム」	①一般の参加者が少ないことから、参加しやすいプログラム等に工夫が必要である。 ②協働の観点から、市町村、NPOとの連携に努める必要がある。	①18年度は、一般参加者が興味を持てるプログラムに工夫した結果、参加者の増加につながりました。 ②18年度は、市町村等との連携を図りながら開催しました。今後も、各種フォーラムの開催に当たっては配慮してまいります。
	11	政策チャレンジセミナー	①3箇所とも定員に満たなかったことから、広く参加者を募るため、期日設定の見直しや各団体女性部、企業等の協力を求めるなどの改善が必要である。	①これまででは参加者の条件を厳しく設定していましたが、19年度からは広く参加ができるよう条件の緩和とセミナーの内容の充実を図ってまいります。
	12	男だつて家事・育児大作戦事業「お父さんのエプロンサバイバル講座」	①参加者が少ないことから、内容、期日及び広報の方法を十分に検討すべきである。	①18年度は男性が参加しやすいよう夫婦参加型で実施した結果、定員を超える応募となりました。
秋田又半振興課	22	「秋田又半を使った住宅の魅力をさぐる」つどい	①新聞広告による広報を実施したが、参加者が少なかつたことから、経済的、効果的な手段を検討する必要がある。 ②住宅関連イベント等と連携し、住宅建築予定者の参加を促すべきである。	当事業については単年度事業であり、平成18年度以降は同様のイベントを実施していないものの、今後において、イベントを実施する場合は、指摘を受けた事項に配慮した事業計画を立案し、実行します。

鹿角地域振興局 (農林部・福祉 環境部)	26	かつのまるごと 食と健康のつど い	①地域内で実施された他のイベントとの違いが明確でないことから、調整を図る必要がある。 ②チラシ配布を大量、広範囲に実施したが、一般参加者が少なかつたことから、経済的、効果的な手段を検討する必要がある。 ③市町行事との協調を図る必要がある。 ④開催後、内容の周知を図るため、事後の広報を行うべきである。	①③今後は周辺市町、関係団体との調整を図りながら、類似イベントが複数開催されることにならないよう努めます。 ②イベントの告知に当たっては、費用と効果両面から検討を行い、ホームページ等を活用しながら実施します。 ④今後同様の事業を終えた後は、「美の国あきたネット」や広報誌に掲載するなど事後広報を行います。
北秋田地域振興局 (建設部)	27	川を活かし・川 に活かされる地 域を考えるシン ポジウム	①参加者が少ないことから、内容、期日、開催場所及び広報の方法を十分に検討すべきである。	今後、同様の事業の開催にあたっては、内容、広報の方法などの指摘事項等を十分検討し、より効果的なイベントとして開催します。
山本地域振興局 (総務企画部)	28	長編記録映画 「白神の夢」上 映会	①意図していた高校生の参加が少なかつたことから、期日や開催場所及び広報の方法を十分に検討する必要がある。 ②アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、今後は何らかの仕組みを作るべきである。	①管内5高校へのチラシの配布や新聞掲載で参加者を募集しましたが、当日の大雪や会場が郊外だったこともあり、予定していた人員を確保できなかったことから、今後、時期・会場は十分配慮して開催します。 ②イベントを実施する場合は概ねアンケート等を実施していますが、今後はこのような事業についてもアンケートを実施し、住民の意見を組み入れた企画の実施に努めます。
山本地域振興局 (福祉環境部)	30	山本町健康フエ ア	①アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、今後は何らかの仕組みを作るべきである。	事業評価等に資するため、今後、アンケート等を実施します。
由利地域振興局 (総務企画部)	35	環鳥海まるっと キャンペーン	①アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、今後は何らかの仕組みを作るべきである。	今後このようなイベントを実施する場合は、アンケート等を実施することにより参加者の意見や反応を把握するとともに、その結果を適切に反映させていくことにより、より効果の高いイベントの実施に努めます。
仙北地域振興局 (福祉環境部)	37	親子リサイクル 探検隊	①主催者側で一般的な昼食を提供しているが、リサイクル事業の一環としての食材使用等の工夫をするか、応分の負担を求めることが必要である。 ②開催にあたっては「美の国あきたネット」に掲載し広報すべきである。 ③アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、今後は何らかの仕組みを作るべきである。	①平成18年度の昼食は各自持参としました。 ②開催にあたっては「美の国あきたネット」に掲載し、広報します。 ③事業実施時に口頭で意見・感想を聞いていましたが、今後はアンケートを実施します。
	38	仙北まるごと産 直フェア	①開催にあたっては「美の国あきたネット」に掲載し広報すべきである。 ②アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、何らかの仕組みを作るべきである。 ③開催後、内容の周知を図るため、事後の広報を行うべきである。	①今後同様の事業を企画する際は、県民に広く参加いただけるよう「美の国あきたネット」や広報誌などを活用します。 ②今後同様の事業を企画する際の参考とするためにも、買いい物に訪れたお客様に感想・意見を確認できるアンケート調査を実施できるよう仕組みを工夫します。 ③今後同様の事業を終えた後は、「美の国ネット」や広報誌に掲載するなど事後広報を行います。

仙北地域振興局 (農林部)	39	元気が出る講演会～地域のキラメキは、男女共同参画から～	<p>①開催にあたっては「美の国あきたネット」に掲載し広報すべきである。</p> <p>②アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、何らかの仕組みを作るべきである。</p>	<p>①今後同様の事業を企画する際は、県民に広く参加いただけるよう「美の国あきたネット」や広報誌などを活用します。</p> <p>②今後同様の事業を企画する際の参考とするためにも、参加者の感想・意見を確認できるアンケート調査を実施できるよう仕組みを工夫します。</p>
	40	仙北地域のこだわり食の祭典	<p>①関係者主体のイベントであったが、講演会は一般向けの広報を行い広く参加者を募るべきである。</p> <p>②開催にあたっては「美の国あきたネット」に掲載し広報すべきである。</p> <p>③開催後、内容の周知を図るため、事後の広報を行うべきである。</p>	<p>①今後同様の事業を企画する際は、講演に多くの人が参加できるように2部構成とするなど運営方法を見直します。</p> <p>②今後同様の事業を企画する際は、県民に広く参加いただけるよう「美の国あきたネット」や広報誌などを活用します。</p> <p>③今後同様の事業を終えた後は、「美の国ネット」や広報誌に掲載するなど事後広報を行います。</p>
平鹿地域振興局 (総務企画部)	42	イデハのくこの特産品とうまいもの市	<p>①アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、今後のイベントでは何らかの仕組みを作るべきである。</p> <p>②開催後、内容の周知を図るため、事後は事後の広報を行うべきである。</p>	<p>①今後同様のイベント開催に当たっては、開催内容について参加者の意見を集約できるように検討します。</p> <p>②今後同様のイベント開催に当たっては、事前広報（パンフレットを含む）だけでなく、イベントの開催状況や記録（写真等）をホームページなどを利用して広報します。</p>
	44	栗駒湯めぐり回廊キャンペーン	<p>①イベント参加者数を把握していないことから、事業効果や次期イベントの参考とするため、参加者数の把握を行う必要がある。</p> <p>②アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、何らかの仕組みを作るべきである。</p>	<p>①今後事業を実施する場合には、パンフレットの配布部数やアトラクションの観客数などについて目標値を設定するとともに、参加者数を把握するよう努めます。</p> <p>②18年度のキャンペーンからアンケート調査を実施しており、今後も参加者の意見の把握に努めます。</p>
雄勝地域振興局 (総務企画部)	45	東北のへそ観光まつり	<p>①イベント参加者予定数の設定及び参加者数の把握をしていないことから、事業効果や次期イベントの参考とするため、予定数の設定や参加者数の把握を行う必要がある。</p> <p>②関係市町村との連携が希薄であるが、地域の観光情報発信に欠かさないことから、企画、実施ともに協力を求めるべきである。</p> <p>③アンケート等を実施していないことから、参加者の意見や反応を把握するため、何らかの仕組みを作るべきである。</p>	<p>①今後事業を実施する場合には、パンフレットの配布部数やアトラクションの観客数などについて目標値を設定するとともに、参加者数を把握するよう努めます。</p> <p>②関係市町村との事前の協議の場を設けるなどして、市町村と一体となった事業の実施に努めます。</p> <p>③18年度のキャンペーンからアンケート調査を実施しており、今後も参加者の意見の把握に努めます。</p>

監査結果公告第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査を執行しその結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置についての回答があったので、同条第12項の規定により公表する。

平成19年6月19日

秋田県監査委員 金 谷 信 栄
秋田県監査委員 こだま 祥 子
秋田県監査委員 大 和 顯 治
秋田県監査委員 菊 地 康 男

教総——3224
平成19年3月29日

秋田県監査委員 富 樫 博 之 様
秋田県監査委員 杉 江 宗 祐 様
秋田県監査委員 大 和 顯 治 様
秋田県監査委員 菊 地 康 男 様

秋田県教育委員会委員長 太 田 宥 子

平成18年度行政監査の結果について(回答)

平成19年3月14日付け監委—827で通知のこのことについて、別紙のとおり回答します。

別紙

課 所 名	No	イベントの名称	改 善 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
生涯学習課	49	読書フェスタ	①ポスター作成が10月上旬に行われており、開催期日までの短期間の掲示となったことから、早期に作成し広く周知を図ることが必要である。	①今後のフェスタ開催に際しましては、速やかにポスターを作成・掲示し、広く県民への周知に努めてまいります。
生涯学習センター	51	家庭教育推進フォーラム	①中央地区は参加者が少なかったことから、日時や開催場所及び広報の方法等を十分に検討することが必要である。	①19年度のフォーラム開催については、親子での参加がしやすいよう夏季休業中の土曜日、岩城少年自然の家を会場に予定しております。また、広報活動についても、ホームページを活用するほか、広報誌・新聞等も利用し、広く周知に努めてまいります。

発行者

秋 田 県

印刷所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社